

釜石市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和4年8月8日(月)	<p>1 災害時の避難体制等の整備について</p> <p>当市では、東日本大震災以降、住民との合意形成を図りながら、市民の安全・安心を第一に復興まちづくりを進めており、防潮堤などの基盤整備が概ね完了いたしました。</p> <p>令和2年9月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」における浸水想定が内閣府より公表され、東日本大震災以上の津波浸水被害をもたらすものとされており、</p> <p>当該浸水想定は、復興事業で整備した防潮堤等が津波の越流によって破壊される前提となっており、東日本大震災と比較し浸水エリアが拡大している地域もあるため、避難を軸とした防災体制を更に強化する必要があります。</p> <p>また、当該浸水想定では、地震発生から津波到達までが約15分程度と避難行動のリードタイムが短く、高齢化率が40%を超えている当市では、屋外高台への立退き避難を中心とする避難行動に対する課題も多い状況にあるため、浸水区域内に所在する復興公営住宅等を「津波避難ビル(指定緊急避難場所)」に指定するなど、より安全なまちづくりへ向けた取組が必要です。</p> <p>つきましては、下記の事項について要望いたします。</p>	<p>1 及び 2</p> <p>日本海溝・千島海溝地震特別措置法(令和4年6月改正法施行)により、避難場所及び避難経路の整備費用に係る補助率の嵩上げなど南海トラフ地震と同様の優遇措置が講じられたところです。</p> <p>今後、新たな防災対策が必要となる市町村への財政支援については、関係道県と連携しながら、既存交付金の拡充や新たな財政支援制度の創設などを国に要望していくなど、市町村による津波避難対策が着実に実施されるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、令和4年9月に公表した地震・津波被害想定において、ソフト対策も示すほか、沿岸市町村による津波避難対策が着実に実施されるよう津波避難計画策定指針を改訂するなど、市町村の防災対策を支援していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:3

釜石市

記

1 切迫性の高い日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波において南海トラフ地震対策と同様の優遇措置を講ずること。

2 津波避難ビル指定に向けた構造計算に係る財政的・人的支援を行うこと。

3 広域避難の実施にあたっては、物品の備蓄から避難所の開設・運営までの一貫した財政的支援に加え、市町村間の調整に積極関与すること。

3

広域避難に関する財政的支援等については、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、交付税の拡充等の地方財政措置等を国に対し要望しているほか、県では、市町村の備蓄を補完することを目的に、避難所運営において必要となる物資について一定量の備蓄を進めているところです。

また、市町村における具体的な減災対策について令和4年11月に「岩手県地震・津波減災対策検討会議」を立ち上げ、沿岸市町村と一体となって検討を進めているところであり、広域避難についての課題を含め、市町村の意見等を聞きながら対応していきます。(B)

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>2 安全・安心なまちづくりの推進について 県においては、令和元年10月の台風第19号による被害の後、緊急に対応が必要な箇所抽出を行い、早期に対策を講じているところであり、また、市民生活の安全・安心を確保する上で二級河川の堆積土砂への対策及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策が特に重要な課題であるとの認識から年次計画に基づき必要な対策を実施いただけていることに感謝申し上げます。しかし、近年激甚化・頻発化している土砂災害等に対応し、市民の生命・財産を守り、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全するための安全対策のさらなる推進が課題となっているところであり、つきましては、市民生活の安全・安心の確保のため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 市内二級河川の河道掘削を推進すること。また、河川堤防未改修区間における堤防整備を推進すること。</p> <p>2 治山事業、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。</p>	<p>1 (河道掘削・河川改修) 【県土整備部】 河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次、進めており、令和4年度は、甲子川、鶴住居川、水海川、片岸川で堆積土砂を撤去したところです。 今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。(A) 未改修区間の堤防整備については、近年の洪水による家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所などを優先的に進めることとしています。 令和4年度は、甲子川の大渡地区(三の橋上流)で陸開整備を引き続き進めるほか、甲子地区(不動橋上流)で用地測量に着手するなど、早期の整備に取り組んでいきます。(A)</p> <p>2 (砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業) 【農林水産部】 治山事業は、今年度、令和元年台風第19号で被災した佐須地区など4地区の土砂流出防止対策を実施中であり、市と連携し、早期完成に向けて取り組んでいきます。 今後も、緊急度の高い箇所から順次実施し、山地災害の未然防止を図っていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>土木部、 農林部</p>	<p>A : 4</p>
------------------------------	--	--	---------------------	---------------------	--------------

釜石市

【県土整備部】

砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策については、大渡(2)－3地区ほか1か所で急傾斜地崩壊対策事業を、天神の沢(3)地区ほか14か所で砂防事業を実施しているところです。

この内12か所については令和元年台風第19号災害で土砂災害が発生した箇所であり、令和5年度の完成を目指し砂防堰堤の整備に取り組んでおり、令和5年1月までに5か所が完成したところです。

今後も災害履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。(A)

--	--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>3 地域を支える社会資本の整備促進について 本市では、安全で安心なまちづくりの推進に向けて、道路・橋梁等をはじめとした社会資本の整備に取り組んでまいりました。 道路は市民生活や社会・経済活動を支える最も身近な社会資本であり、交通の円滑化による地域間の交流・連携の活発化、緊急輸送、救急医療、渋滞の緩和などの面においても道路整備を引き続き、計画的かつ着実に進めることが望まれております。 つきましては、市民生活のさらなる利便性向上のため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 主要地方道釜石遠野線の改良整備を促進すること。</p> <p>2 国道283号（釜石駅前～五の橋間）整備事業を促進すること。</p> <p>3 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備を促進すること。</p>	<p>1 主要地方道釜石遠野線については、令和2年度から「中村～青ノ木工区」として事業化し、令和4年度は、青ノ木地区の工事を進めてきたところです。今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、笛吹峠付近については、安全に通行できるよう、すれ違いが困難な状況を緩和するため、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところです。 釜石側については令和2年度に工事が完成し、遠野側については令和4年度も引続き、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を進めてきたところです。今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>3 県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：2、 C：3</p>
------------------------------	---	---	---------------------	------------	---------------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>4 岩手県立釜石病院の医師確保について 岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施などの地域医療の中核を担っておりますが、医師が少なく、救急外来の受入れや通常診療による医師一人当たりの負担は増大している状況にあり、地域で安心安全な質の良い医療を提供するためには、早急な医療提供体制が必要な状況となっております。 当市においては、令和3年の脳疾患及び心疾患の救急搬送件数が前年と比較して増加しており、特に、脳疾患の管轄外搬送が急増していることから、入院及び救急医療体制において、地域住民の不安が拡がっております。 つきましては、地域で安心安全な質の良い医療を提供するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制が確保されるよう、常勤医師の適切な配置により診療体制の維持を図るととともに、診療科の充実に努めること。</p>	<p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、脳疾患に対応可能な脳神経内科医を新たに1名配置するなど、全体では令和5年1月1日時点で前年比4名増の21名の常勤医の体制となっております。 また、令和元年度から県立病院における医師事務作業補助者（医療クラーク）を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところであり、令和4年度は釜石病院で23名の配置となっております。 県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組み、診療科の充実に繋げていきます。 (B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>B : 1</p>
------------------------------	---	--	---------------------	-------------------	--------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>5 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、地域の中核医療機関として重要な存在です。 しかし、昭和52年12月の移転新築から44年、平成24年1月の耐震改修からは10年が経過し、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要な状況となっております。 つきましては、病院の機能強化と充実は地域住民の願いであることから下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 劣化調査の結果なども踏まえ、速やかに県立釜石病院の整備計画を示すこと。</p> <p>2 整備計画の策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症によって露呈した感染症病床の必要性を十分に考慮し、整備すること。</p>	<p>1、2 県立釜石病院について、劣化調査の結果、建物の躯体に問題はないものの、設備の劣化が進んでいることから、優先的に対策の検討を進めているところです。 令和4年度においては、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期保健医療計画の策定作業が本格化し、釜石保健医療圏における将来の医療需要等を勘案しながら、感染症病床を含むそれぞれの医療機関が担う医療機能等について、検討が行われることとされています。 医療局では、この検討の状況や、令和4年3月に総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインの趣旨等を踏まえつつ、地域医療構想会議等の意見を具体的にお聴きしながら、建替と改修の投資規模やその効果の比較、県立病院全体に及ぼす影響等の様々な視点を考慮し、整備について検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>B : 2</p>
------------------------------	--	--	---------------------	-------------------	--------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>6 釜石保健医療圏における普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について 岩手県立釜石病院は、地域周産期母子医療センターである大船渡病院の協力病院という位置付けで、大船渡病院から週交代で応援医師1名を派遣し、院内助産と正常分娩に対応してまいりましたが、昨年10月より、派遣元である大学の小児科医師の減少により、新生児の入院に対応する医師の派遣が困難となること、また、24時間体制で分娩関連の呼出しに対応している産科応援医師の働き方への配慮などから、分娩の取り扱いが休止となりました。 安心して子どもを産み育てられる地域の条件として、医療が充実していることや教育環境が整っていることは絶対条件であり、生活している保健医療圏の中で分娩が出来ないことは、地域住民にとって重大なことであり大きな衝撃です。 民間病院では対応出来ない部分にこそ、県立病院としての役割があると考えられますので、分娩出来ない状況は、何としても早期に改善されなければなりません。 また、休止に伴って出産を控える女性の方々から、陣痛が起きてからの移動などへの不安の声が多く寄せられています。 つきましては、地域で安心安全な質の良い医療を提供するため、下記の事項について要望いたします。</p>	<p>【医療局】 1 釜石病院の産婦人科体制については、常勤医師等の配置を関係大学に要望しているところでありますが、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状態が続いております。 県としては、奨学金養成医師の配置や関係大学への派遣要請等による、産科医等の確保に努め、地域の周産期母子医療体制の推進が図られるよう、引き続き大船渡病院と役割分担しながら、安全・安心で質の高い周産期医療の提供に努め、釜石地域の妊産婦を支えていきます。(B) 2 出産前後の妊産婦検診は釜石病院で受けることができるほか、病院間搬送時等における搬送先病院との情報共有のため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターの追加配備や釜石、大船渡病院の電子カルテの一元化も行っており、また、大船渡病院における施設見学の受入、釜石病院における産後ケアの提供等に継続して取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>保健福祉 環境部、 経営企画 部</p>	<p>A：1、 B：2</p>
------------------------------	--	--	---------------------	-------------------------------------	---------------------

釜石市

記

- 1 釜石保健医療圏の分娩再開のため、県立釜石病院における普通分娩の確保をすること。
- 2 普通分娩が再開されるまでの間、妊産婦が安心して出産できるよう県立釜石病院における妊婦健診及び産後ケアの体制、県立大船渡病院における分娩体制など妊産婦の支援の充実を図ること。
- 3 市町村が実施している、ハイリスク妊産婦以外の妊産婦健康診査等アクセス支援助成事業に対して、財政的な支援を行うこと。

【保健福祉部：周産期医療体制】

2 また、妊産婦支援については、令和2年度から、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等を支援する事業や、釜石病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児監視モニターの活用による救急搬送体制の強化などに取り組んでいるところであり、さらに令和4年度から、市町村が産後ケア利用者が負担する利用料を無償化した場合、その経費について市町村に対し補助を行い、利用者の経済的負担の軽減に取り組むなど、今後とも、地域で安心・安全な出産ができる環境の確保に努めていきます。

3 本県の周産期医療圏は広域であることに加え、産科医師の高齢化等により分娩を取り扱う医療機関が減少しており、妊産婦の通院に係る負担の軽減が大きな課題となっています。

このことから、県としては特に負担が大きいハイリスク妊産婦の移動や宿泊に係る負担を軽減するため、令和2年度から、ハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援する「ハイリスク妊産婦アクセス支援事業」を行っているところです。

こうした中、分娩を取り扱う医療機関はさらに減少しており、ハイリスクであるか否かに関わらず、通院に係る負担は多くの妊産婦で増大していると考えられることから、ハイリスクではない妊産婦にも支援の対象を拡大することとして、当該事業の令和5年度当初予算案に盛り込んだところです。

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>7 釜石鶴住居復興スタジアムの利活用の推進について 東日本大震災を乗り越えて釜石鶴住居復興スタジアムで開催したラグビーワールドカップ2019において、ラグビーの社会的価値を高めた旨の評価を得て、大会主催者であるワールドラグビーから当市は開催都市で唯一キャラクター賞を受賞しました。また、大会後はイギリスのラグビー専門紙において、世界最高のスタジアムトップ20に、当スタジアムが日本で唯一選出されております。 当施設の世界での認知度や価値の高まりを踏み台に、「ラグビー県いわて」「ラグビーのまち釜石」の象徴として、ラグビーを軸とするスポーツや文化等多面的な利活用を図るとともに、震災の記憶と防災の知恵を伝え、市民・県民に夢、感動を与えられる施設を目指しております。 本年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、当スタジアムでは岩手県との連携による「いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント」のほか、「ラグビビッグドリーム2021with釜石絆の日」を人数制限等感染防止対策に努めながら開催しましたが、予定されていたイベント、大会等の多くは中止となっております。 人口減少、財政負担を考慮し、市民・県民に愛される公共性の保持と収益性に資する利用促進、効率的な管理運営の確立が喫緊の課題となっております。</p>	<p>県では、これまで岩手県ラグビーフットボール協会や釜石シーウェイブスRFC、県障がい者スポーツ協会等と連携し、釜石鶴住居復興スタジアムにおいて、トップリーグチームと釜石シーウェイブスとの交流試合や子どもたちを対象としたラグビー教室のほか、障がい者を対象としたグランドゴルフ交流会など様々な催しを実施してきたところです。 今後更に、高規格な施設の活用を図るため、東京2020大会のレガシーの取組として、東京都と被災3県の児童・生徒が参加するスポーツ交流大会を開催するほか、ラグビーはもとより、多くの種目において、県民体育大会や年代別の大会、障がい者のスポーツ交流会など、様々な大会やイベントが実施できるよう、貴市とともに取り組んでいきます。 全国規模の興行については、引き続き、貴市とともにラグビーワールドカップのメモリアルイベントの開催について検討していくとともに、日本ラグビーフットボール協会、岩手県ラグビーフットボール協会とも連携しながら「ラグビー県いわて」、「ラグビーのまち釜石」の定着に向け、釜石シーウェイブスRFCが加盟する「ジャパンラグビーリーグワン」や、令和4年7月に実施されたラグビー女子日本代表対南アフリカ代表のテストマッチに続くような、大会やイベントの開催実現に向け、継続して取り組んでいきます。(A)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>A : 1</p>
------------------------------	--	---	---------------------	-------------------	--------------

釜石市

つきましては、これらを踏まえ、ラグビーワールドカップ2019日本大会釜石開催のレガシーの活用と継承によるスポーツツーリズム推進と交流人口の増大、スポーツに触れ、楽しむ機会の創出に向けて、また、岩手県民計画の推進・実現にも資することから、下記の事項について要望いたします。

記

1 釜石鶴住居復興スタジアムを活用した県主催または全県的なスポーツの大会やイベントを積極的に開催すること。また、これらの全国規模の興行を誘致すること。

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>8 釜石市内の高校ラグビー部強化に向けた取組について 第六次釜石市総合計画における重点施策として、「ラグビーのまち釜石」の推進を掲げ、ラグビーのまちの歴史、文化及びラグビーワールドカップ開催のレガシーを活用、継承したまちづくり・ひとづくりに取り組んでいます。 ラグビーワールドカップ2019日本大会の盛り上がりでラグビー人気の高まりにより、少子化の進展が著しい中において、市内のラグビースクールに所属する児童数は同大会の開催前より増えています（現在約60人）。また、地元のラグビーのクラブチームである釜石シーウェイブスにおいては、中学生世代のラグビー競技者の育成、活動の場となる「中学生アカデミー」を令和3年4月に設立し、活動を開始しております。こうした状況を踏まえ、当市としても、少年世代ラグーマン（高校生を含む）の育成・強化を目的として、令和3年7月より、釜石ラグビー人財育成専門員を配置するとともに、人材育成専門委員会を設置し、市民に夢と希望を与えるため、市内高校の花園出場を夢に、関係機関と連携して人財育成プロジェクトに取り組んでいるところです。 少子化に加え、市内中学校において常設のラグビー部が未設置であることによる他の競技への人材の流出や、環境の良い地域外の高校への進学等により、市内高校ラグビー部の入部者が激減しています。</p>	<p>1 高等学校の教職員の配置については、各学校の教育課程、部活動の実状等に配慮した配置に取り組んでいます。全県的に配置を検討する中で、釜石市内の高等学校については、ラグビー部の顧問経験者を継続的に配置してきているところです。今後も、学校の特色、現状並びに地域の要望等を勘案して教職員の配置を検討していきます。（A）</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>A : 1</p>
------------------------------	--	---	---------------------	-------------------	--------------

釜石市

これまで、全国高等学校ラグビーフットボール大会に市内の高校が出場した実績はなく、令和2年度からは、部員数の不足により同大会の県予選には合同チームでの出場となっている状況であり、高校ラグビー部の育成・強化、ラグビーの魅力を感じられる環境になっていないことが課題となっております。つきましては、ラグビー人材が育ち、活躍できる環境を整えるべく、市内高校ラグビー部強化のために下記の事項について要望いたします。

記

- 1 釜石市内の高校へラグビー競技有能指導教員を継続して配置すること。

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>9 ワールドアマチュアラグビーフェスティバルへの選手派遣の協力について 当市と姉妹都市提携（平成6年4月）をしているフランス共和国のディーニュ・レ・バン市において、2023年9月に「ワールドアマチュアラグビーフェスティバル」の開催が計画されております。 同フェスティバルは20カ国20チーム、600人の選手により、ラグビーワールドカップ2023フランス大会のオープニングイベントとして開催されます。 当市とディーニュ・レ・バン市は、平成30年にスポーツ姉妹都市交流協定を調印しており、その中で、同フェスティバルへの参加については、釜石シーウェイブスRFCの派遣を想定していたところです。 こうした中、2022年1月に開幕した「ジャパンラグビーリーグワン」は、主催試合の主管権を各チームが持つなどプロ化への移行が進められている状況です。そのため、リーグに参入している釜石シーウェイブスRFCは、アマチュアクラブの参加を前提とした同フェスティバルへの参加を辞退することとなりました。 しかしながら、当市としましては、ラグビーワールドカップ2019釜石開催のレガシー継承、ラグビーのまち釜石の推進のため、「岩手・釜石チーム」を編成し、同フェスティバルへ派遣することが必要と考えております。</p>	<p>県では、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催により、さらに深まった本県とラグビーとの関わりを生かし、「ラグビー県いわた」のより一層の定着を目指し、各種取組を推進してきました。 また、釜石会場で開催を予定していたものの、豪雨の影響で中止となった「ナミビア対カナダ」戦については、東日本大震災津波から10年となる令和3年の開催が実現するよう、貴市及び岩手県ラグビーフットボール協会と連携しながら、日本ラグビーフットボール協会と相談・調整を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、令和2年度に引き続き3年度も開催を断念したところです。 その中で、ラグビーワールドカップ2023フランス大会に合わせて開催されるワールドアマチュアラグビーフェスティバルへ参加することは、ラグビーワールドカップ岩手・釜石開催のレガシーを継承する観点からも有意義であることから、貴市、岩手県ラグビーフットボール協会等と連携しながら選手派遣の支援に取り組めます。（A）</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>A： 1</p>
------------------------------	---	---	---------------------	-------------------	-------------

釜石市

この取組は、「ラグビー県いわて」として岩手県民計画の推進・実現にも資することから、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会等関係団体と連携し、ワールドアマチュアラグビーフェスティバルへの選手派遣に取り組むこと。

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>10 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について 国は、令和3年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS処理水」を2年程度の準備期間を経て、海洋放出により処分する方針を決定しました。 三陸沿岸地域の水産業を取り巻く環境は、東日本大震災による海洋環境の変化、海水温の上昇による漁場の変化及び担い手不足等により非常に厳しい状況に置かれています。 仮に今後処理水の海洋放出を行うこととなった場合は、水産業に風評被害が生じ、担い手の確保等を含め、地域経済を支える水産業の持続・発展への影響は甚大であると憂慮されます。 つきましては、地域経済を支える水産業の持続・発展を図るため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 処理水について、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を検討することについて、沿岸地域と県が一体となって国に働きかけること。 2 処理水等に関する国民への丁寧な説明等を行うとともに、東北地方を中心とした太平洋沿岸で漁獲される水産資源への風評被害を払拭するための対策及び財政支援を行うことについて、沿岸地域と県が一体となって国に働きかけること。 3 永続的で適切な漁業資源の保護・管理や、漁業及び水産加工業などの経営の安定化を図るための調査・研究等水産業の振興に関する種々の取組を一層強化することについて、沿岸地域と県が一体となって国に働きかけること。</p>	<p>1、2 ALPS処理水の処分については、市町村や漁業関係団体等から、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く出されていることから、県では、これまで様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、今年度の政府予算要望において、「徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した実効性のある風評対策」や、「処理技術の研究開発の推進」などについて要望したほか、本県の漁業が直面している主要魚種の漁獲量激減など固有の事情に合わせた支援についても国に要望しているところです。 今後においても、沿岸市町村等と連携を図りながら、国内外の理解と安心が得られる取組を国の責任においてしっかりと行うよう、引き続き求めていきます。(B)</p> <p>3 県では、海洋環境の変化に対応した水産業の実現に向け、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入の3つを大きな柱として取組を進めてきたところです。今後も、3つの柱を基本とした取組を積極的に進め、安定的な漁業生産と、消費者から選ばれる産地づくりを実現し、収益力の高い水産業が沿岸各地で展開されるよう、国と連携して全力を挙げて取り組んでいきます。(A)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部、水産 部</p>	<p>A：1、 B：2</p>
------------------------------	---	--	---------------------	----------------------------	---------------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>11 サケ人工孵化場の支援強化について 近年、三陸沿岸の主力魚種であるサケ・サンマ・スルメイカなどの漁獲量が大きく減少しており、特に回帰数の減少等による秋サケの漁獲減少は、地域の水産経済に大きな影を落としています。 秋サケ回帰数の減少の要因としては、海洋環境や地球温暖化などの気候変動のほか、東日本大震災で孵化場が被災したことにより、サケの稚魚放流数が十分でなかったことなどが指摘されており、今後もこのような状況が続くと予測されています。 サケの回帰数の減少は、サケを主力とする定置網漁業に大きく影響を及ぼしているだけでなく、ふ化場の運営も困難にしております。 つきましては、本県のサケ増殖事業を推進するため、次の事項について、県としての取組を強化するとともに、なお一層関係機関に働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 持続可能な鮭人工ふ化事業とサケの資源確保が図られるよう、放流手法の改良による回帰数の向上など、ふ化放流体制の強化を図ること。 2 安定的かつ計画的な種卵確保のため、ふ化場の集約化等を検討するとともに、経営に大きな影響を及ぼすふ化場に対しては、経営支援策を講じること。 3 地域の漁業生産や資源造成に資する取組として、サケ以外の種苗生産を行うなど、施設の機能を活かした柔軟な利用促進を図ること。</p>	<p>サケ資源の回復と増殖事業の持続化に向けて、①大型で強靱な稚魚生産並びに②ふ化場の再編によるふ化放流事業の効率化を図り、管内4ふ化場及び業界団体との連携を一層強化していきます。</p> <p>1 「さけ資源緊急回復支援事業（国庫、県嵩上げ補助）」により、親魚確保から稚魚購入までの一連の経費を継続支援するとともに、「さけ、ます増殖緊急強化対策事業（県単補助）」により、海洋環境の変化に耐え、高い回帰率が期待できる遊泳力の高い強靱な稚魚（1.5g以上の稚魚）の生産を引き続き支援します。（A）</p> <p>2 一般社団法人岩手県さけ・ます増殖協会では、漁業協同組合が有するふ化場の生産機能の集約化により、従来どおり全工程を実施する「拠点ふ化場」と、一部の工程のみを実施する「地域ふ化場」を地区ごとに分類し、拠点ふ化場への運営費の集中等による収支の適正化を図ることとしており、県もこの取組に対して支援します。（A）</p> <p>3 県内の3ふ化場において、閑散期を利用したサケ・マス養殖用種苗の中間育成試験が開始されており、今後も地域の要望に基づいて、国との必要な協議を支援します。（B）</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>A：2、 B：1</p>
------------------------------	--	--	---------------------	------------	---------------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>12 釜石港の国際貿易拠点化に向けた着実な整備促進及び機能強化について 釜石港では、東日本大震災以降、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機にコンテナ取扱量が堅調に推移しております。 平成29年9月からは県下初となるガントリークレーンが供用開始となり、物流機能が飛躍的に向上したほか、同年11月からは外貿コンテナ定期航路が開設され、貿易の選択肢が広がりました。 また、湾口防波堤の復旧完了による湾内静穏度向上を通じた港湾荷役作業の安全性確保や効率化が図られたほか、県内港湾で唯一となる動物検疫港に指定されたことで取扱品目が拡充するなど、釜石港の利便性は一層向上しております。 さらには、東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸沿岸道路の全線開通によるアクセス性の向上や、函館税関大船渡税関支署釜石出張所が釜石税関支署に改編されるなど、貿易環境がより万全となる体制も築かれ、当市のみならず被災沿岸部、ひいては岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点として、今後更なる利用拡大が確実視されております。 しかし、釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方、公共ふ頭の脆弱性が顕在化しており、釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流の再開や、大型化するRORO船等の新たな寄港ニーズに対応していくためには、公共ふ頭の用地面積、大型岸壁数の不足が喫緊かつ重要な課題となっております。</p>	<p>1 【県土整備部】 県では、これまで、リーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を進めてきたところです。 ふ頭用地造成及び大型岸壁整備の事業化については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、長期構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。 (C)</p> <p>2 【商工労働観光部】 県では、貴市と連携し、完成自動車物流の再開等、釜石港の利活用について、トヨタ自動車㈱に対し働きかけてきたところです。 引き続き、完成自動車物流の再開に向け、トヨタ自動車株式会社に対し、貴市と連携しながら釜石港の現地視察や試験輸送等を提案するなど、継続的に働きかけていきます。(A)</p> <p>3 【県土整備部】 県では、インセンティブ施策の展開について、コンテナの野積み場やガントリークレーンの使用料を低廉に設定しているところです。 県によるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収の増加が十分かつ確実に見込まれる内容とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>土木部、 経営企画 部</p>	<p>A：1、 B：1、 C：1</p>
------------------------------	---	--	---------------------	----------------------------	------------------------------

釜石市

併せて、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、県内港湾の利用促進に向けた取り組みやインセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。今後、更なる港勢発展を標榜すると、持続的なインセンティブ施策の展開が求められるものの、これに呼応する形で財政的負担も大きくなることから、岩手県による施策の展開も必要と考えられます。つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 重要港湾「釜石港」須賀地区のふ頭用地造成及び大型岸壁整備の事業化を行うこと。
- 2 完成自動車物流の再開支援を実施すること
- 3 港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策を創設すること

--	--	--

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>13 海洋エネルギーを活用した波力発電事業の事業化に向けた取組について 当市での海洋エネルギーの取組は、NEDO事業の実施を契機として平成27年4月に釜石市沖が「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」に選定され、研究開発の推進とともに岩手県海洋エネルギー産業化研究会の設立や潜水拠点形成に向け、産学官が連携して活発に活動してきたところであります。 現在、地元企業が主体となり環境省委託事業である釜石港湾口防波堤を活用した波力発電実証事業に取り組んでおりますが、最終年度となる令和4年度は、防波堤に波力発電システムを搭載し実証試験を行うこととしております。 こうした動きは、地域の海洋資源を有効活用する電力供給の創造と漁業との協調による地産地消の新たなビジネスチャンスに結びつくものと捉えております。 現況、防波堤搭載型波力発電システムは実装化されていない中において、当事業は国内最先端の研究開発が進められているものであり、環境省委託事業の終了後においては、実用化に向けた波力発電装置のユニット化の実証や多様な防波堤に対応する設置技術の開発等が急務となっております。 つきましては、海洋エネルギーを活用した波力発電事業の実用化に向けて下記のとおり要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 波力発電システムの実用化に向け、更なる技術開発の強化や資金調達、知財、販売戦略など、広範な専門知識が必要であることから、岩手県において産業化アドバイザーを設置し、助言、指導を行える体制整備を図ること。</p> <p>2 新たな技術開発により実用化に取り組む事業者に対する助成制度の創設を図ること。</p>	<p>1 県では、波力発電システムの実用化に向けて、海洋に関連する学部・研究機関を有する大学や県内大学、海洋再生可能エネルギーの関係団体等とのネットワークを有効に活用するとともに、波力発電システムに知見がある実務家等をアドバイザーとして招き、産業化に向けた取組を支援していきます。(A)</p> <p>2 波力発電の実用化に向けた更なる技術開発の必要性は認識しており、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用促進に必要な関連施設の整備について、国に要望したところです。今後とも、釜石市をはじめ関係機関との連携により、実用化に向けて必要な支援を行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>A : 1 B : 1</p>
------------------------------	---	--	---------------------	-------------------	------------------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>14 岩手県における持続的かつ安定的な獣医療提供体制の構築について 岩手県農業共済組合の家畜診療所の運営につきまして、平成30年4月の農業保険法の施行に伴い家畜共済制度が改正され、家畜診療所勘定の収支構造が激変したことによる赤字運営の顕在化や、雇用環境整備の問題が生じ、岩手県内の獣医療提供体制の安定的な運営に多大な支障をきたしているところです。 そのような状況下、令和3年9月の第5回岩手県農業共済組合の理事会では、家畜診療所の運営の改善を目的として、東南部地域センター管内の釜石市・大槌町を含む5市町のほか、北部地域センター管内の4市町村において、令和6年4月以降の診療を対象外とすることが決定されています。 将来にわたる安定的な獣医療提供体制の確保は、肉用牛繁殖農家の規模拡大や繁殖育成技術の向上など、畜産業の振興に必要不可欠なものであり、岩手県農業共済組合による診療対象外の決定は、地域特性を生かした農畜産物の産地力向上に取り組む肉用牛繁殖農家の生産及び経営に危機的な状況をもたらしかねない状況となります。 つきましては、持続的かつ安定的な獣医療提供体制を構築するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 岩手県、市町村、農業協同組合及び関係機関が連携し、獣医療供給確保に係る具体的方策を検討しながら、持続的かつ安定的な獣医療提供体制を構築すること。</p>	<p>地域における獣医療提供体制を確保するため、令和4年1月以降、市町、JA、県による地域検討会を7回開催し、NOSAI家畜診療所の診療対象区域の見直しに伴う畜産農家への影響等を情報共有するとともに、畜産農家の戸数や飼養頭数の将来予測による生産構造分析及び具体的な対策の検討を実施しています。 獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、県単独事業や国事業の活用により、獣医学生への修学資金の貸付や獣医系大学での就職説明会の開催など、県全体の獣医師確保に取り組んでいます。 引き続き、地域の畜産農家が安心して経営を継続・発展していけるよう、修学資金の貸付等により県全体の獣医師確保対策に取り組むとともに、本地域の獣医療提供体制の確保に対する支援を行っていきます。 (B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B : 1</p>
------------------------------	--	---	---------------------	------------	--------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>15 通学路の安全対策の推進について 本市では、通学路の継続的な安全を確保するため、岩手県をはじめとする関係機関と連携を図り、合同点検等の実施や検討を行い、通学路の危険個所の把握に努めております。 通学路の中には、急傾斜地や土砂災害警戒区域を通る場所も存在しており、その安全を確保するためには、急傾斜地崩壊対策事業等による抜本的な災害防止対策が必要となる個所もあり、その対応に苦慮しております。 本市といたしましても、簡易的な落石対策などを行ってはおりますが、急傾斜地全体の安全対策には至っていない状況となっております。 また、市内小中学校施設は、地震・津波・洪水等の災害時における避難所に指定されており、通学路は避難者が安全に避難するための道路としても活用されていることから、児童生徒の登下校時及び災害時の避難者の安全を確保するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 急傾斜地内にある通学路の安全を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業等による安全対策を実施すること。</p>	<p>貴市における急傾斜地崩壊対策事業については、令和4年度から大渡(2)ー3、源太沢の2か所について事業着手したところです。 釜石小学校付近の通学路を含む急傾斜地の対策の実施については、現在の事業中箇所を進捗状況や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
------------------------------	---	--	---------------------	------------	--------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>16 児童・生徒への心のケア対策について 本市においては、東日本大震災による子どもたちやその保護者のストレス障害などを早期に把握し、教育現場におけるきめ細やかなケアに対応できるよう、継続的、長期的な心のケア対策を充実させるため、国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいております。</p> <p>東日本大震災から11年が経過したものの、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要があります。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いております。</p> <p>つきましては、児童・生徒の心のケア対策のため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 継続して岩手県から臨床心理士を学校へ安定的に派遣すること。 2 よりきめ細やかな対応ができるよう派遣体制の強化を図ること。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。</p> <p>東日本大震災から10年以上経過しているものの、依然として支援を必要とする児童生徒がいることについては、承知しており、今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置を継続して要望していきます。また、スクールカウンセラー等と連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、スクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>B : 1</p>
------------------------------	--	--	---------------------	-------------------	--------------

釜石市

<p>令和4年 8月8日 (月)</p>	<p>17 新市庁舎建設に伴う信号機及び横断歩道の設置について 新市庁舎の建設につきましては、天神町の旧釜石小学校跡地を建設地とし、早期整備に向け取り組んでいるところです。 市道只越天神町線から建設地へアクセスするための交差点につきましては、市民が、安心安全に市役所にお越しいただくため、また、かまいしこども園に通う子供たちや天神町復興公営住宅の入居者など、周辺地域住民の皆様が安心して日々の生活をおくるために、信号機及び横断歩道の設置を含めた改良による確実な安全確保が必要であり、市議会や市民で構成される委員会、周辺町内会などからも提言されております。 交差点位置及び道路線形につきましては、今年6月から改良工事に着手し、今年度中の完了を見込んでいるところではありますが、信号機及び横断歩道の設置については、引き続きの協議とされております。 つきましては、周辺地域住民の安全を確保するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 新市庁舎の開庁時まで、市道只越天神町線から建設地へアクセスするための交差点への信号機及び横断歩道の設置をすること。</p>	<p>信号機及び横断歩道の設置につきましては、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行ってまいります。(C)</p>	<p>沿岸広域 振興局</p>	<p>経営企画 部</p>	<p>C : 1</p>
------------------------------	---	---	---------------------	-------------------	--------------